

令和6年10月吉日

三重産業保健総合支援センター 御中



三重労働局労働基準部監督課

過労死等防止に係る取組について（協力依頼）

平素より、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法第5条（平成26年法律第100号）では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、令和2年4月1日からは中小企業に、令和6年4月1日からは適用猶予事業（自動車運送業、建設業、医業等）の猶予期間も終了し、全面的に適用されております。

このようなことから、三重労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年引き続き、「過重労働解消キャンペーン」を実施するとともに、11月21日に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、過労死等防止に係る集中的な周知・啓発を図ってまいります。

つきましては、これら取組の趣旨をご理解いただき、ポスターの掲示、リーフレットの配布等、過労死等防止及び過重労働解消に向けた取組の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。